

# 常任委員会の運営について

【所管事務調査の成果のあり方について】

## 【調査票記載の提案内容】

- 年間調査テーマの調査終了後、提言や要望書などについて、当局がその後どのように対応したのか進捗を経年で確認する必要があるのではないか。その機会を持つ必要があると考える。
- 所管事務調査の取りまとめについては、必ず提言や発議につなげることを求めることに無理がある。せつかく議会として”発議する仕組み”を確立していこうとするなか、今後は各常任委員会の所管事務調査で得た知見をもとに、政策調整会議・PTに投げかけていくことが必要と思われる。

## 【提案内容に対する主な委員意見】

- 常任委員会が行った提言に対する事後調査について必要性を感じる。
- 常任委員会の所管事務調査結果等を、どのように千葉市議会政策立案のスキームへつなげていくことができるか検討したい。

## 2 所管事務調査と政策提案のイメージ

### 年間調査テーマに基づく所管事務調査

- ① 市政課題等を踏まえた調査テーマの設定（年間調査テーマ設定）
- ② 現状把握・課題抽出（所管ヒアリング等）
- ③ 改善策の情報収集（先進事例視察・講師招聘等）
- ④ 改善策の検討（調査活動の総括）

調査報告書の作成（必須）

政策提案による課題解決の手法（任意）

参考送付

執行部へ  
調査報告書の  
参考送付

政策提言

提言書提出による  
対応要望

↓ 一定期間経過後

提言事項の  
事後調査

政策立案

政策立案フロー  
による検討

委員会条例発議  
（自治法109⑥）

意見書提出

関係省庁への  
意見書提出  
（自治法99）  
（自治法109⑥）

1

#### 【所管事務調査に基づく政策提言のあり方】

- 所管事務調査の成果として必ず政策提言等を行う必要があるか。

2

#### 【政策提言を行った場合の事後調査】

- 提言事項に係る執行部側の検討期間や予算化等に必要な期間を踏まえ、どのようなタイミングで事後調査を行うことが望ましいか。

3

#### 【千葉市議会政策立案フローとの連携】

- 所管事務調査で得た知見や成果を、どのように千葉市議会政策立案フローの仕組みと連携していくべきか。